

育児社員への早期復職要請はハラスメントではない？

いつもお世話になっております。

新緑があざくきれいですね。

最近、近くの山？に登って、自然に癒されています。

さて、平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします。

保育園などに入れないなどの場合は、育児休業期間を最長2歳まで再延長できるようになりました。

(育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。)

育児休業は、原則は子供が1歳になるまで、

現在は、保育園に入れたい場合などは、1歳半まで延長することが出来ます。

それが今回の法改正では、2歳までいけるようになったという事です。

厚生労働省はこれにより、企業側が「早く復帰してほしい」など、早期の復職を促しても「ハラスメントにはあたらない」とある見解を示しています。

育児が長くなると、復職を遅める事例が増える想定で、指針にハラスメントについての考え方を記しているようです。

指針があると、対応する方も安心ですね。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。